

アブラハム・リンカーンにおける政治と道德の関係 —奴隷制との取り組みを焦点に

鈴木 有 郷

初めに

奴隷制はアメリカ合州国にその誕生当初から重くのしかかっていた大きな影であった。その奴隷制を撤廃したアブラハム・リンカーンの貢献は大きい。彼の暗殺後、奴隷解放者としてリンカーンの名前は、キリストに見まがう救済主的ニュアンスをもって語られることになる。しかし、特に 1970 年代においてブラック・パワーの叫びと共に巻き起こった黒人意識の急激な変動は、それまでのリンカーン像をこなごなに打ち砕くに十分であった。その先頭に立った一人が黒人の歴史学者ヴィンセント・ハーディングである。彼は、奴隷解放の主役はあくまでも黒人奴隷であって、白人の大統領リンカーンではないと主張する。ハーディングによれば、南北戦争の歴史は黒人奴隷の自己解放の歴史に他ならない。白人優越主義として機を見るに長けたリンカーンは、巧みに歴史の動きに便乗し、自らを奴隷解放の主役に押し上げることに成功した。その彼を奴隷解放の父として祭り上げることは、黒人に対する冒涇であり、歴史の歪曲以外の何ものでもないと言うのである。⁽¹⁾

確かに、自らの生い立ちに深い劣等感を抱き、黒人への差別感を長い間持ち続け、大統領として重要な場面でしばしば誤った政治的判断を下したリンカーンを、神秘性をただよわせた理想的人間として持ち上げることは、リンカーンの神話化に手を貸すことになるであろう。しかし、他方、ハーディングのように、リンカーンを黒人奴隷の自己解放へのエネルギーをもっぱら自分の名誉の

ために利用した偽善的策略者と捉えることは、彼が果たした人類への偉大な貢献を完全に見落とす結果を生む。現在われわれが必要としているのは、リンカーンの神話化でも、一方的否定でもない、彼に対する公平かつ適切な評価である。批判すべきところを批判すると共に、彼が残した偉大な政治的、思想的遺産の何であるかを掘り下げて考えること、これである。われわれはこのテーマを、彼の奴隷制との取り組みの基盤である政治と倫理の關係に的を絞って解明していくつもりである。この論考が「アブラハム・リンカーンの政治と道德の關係―奴隷制との取り組みを焦点に」と題される所以である。

第1章 奴隷制と独立宣言

リンカーンにとって、アメリカ合州国の理念的基盤を提供するものは合州国憲法ではなく、あくまでも独立宣言であった。彼が残した演説の中でも最も良く知られたゲティスバーグ演説（1863年11月）は「87年前、われらの父祖たちは、自由の精神にはぐくまれ、すべての人は平等に造られているという命題に捧げられた新しい国家を、この大陸に生み出した」という言葉で始まっている。⁽²⁾ 彼が意識していた年が独立宣言が提示された1776年であり、憲法が制定された1788年でなかったことは明白である。実際のところ、貴族制を支える封建制度が深く根を張っていたヨーロッパに比べて、アメリカは「人民の、人民による、人民のための政治」を歴史に確立する潜在的可能性を確かに潜めていた。アメリカに与えられた責任は、人間の平等に基礎づけられた民主国家として世界の先駆けとなることだという確信こそ、リンカーンの政治思想を方向づけた最大の要因であった。したがって、リンカーンにとって奴隷制に無関心を装うことは不可能であった。

「奴隷制が悪でなければ、一切の悪は存在しない。」⁽³⁾ そう主張した6年後に大統領選に打って出る演説の準備にしたための覚え書きは、彼がその立場をいかに分かりやすく大衆に説明しようと努めていたかを伺わせる資料として興味深い。

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」

『神の摂理にかなう奴隷制』を書いたフレドリック・ロス博士とその奴隷サンボを例に考えてみよう。神の意図はサンボが奴隷でいることなのか、それとも解放されることなのかという問いに、神は私達に聞こえるような声で答えてくださらない。聖書も、誰にも異論のない解答を与えてくれない。そして、誰もサンボ自身に意見を聞こうなどとは思ってもみない。だから、博士が自分で答えを出すことになる。博士は涼しい木陰の下で、真っ白な手袋をはめて、汗水たらして働くサンボが作ったパンを食べながら答えを出そうというわけだ。サンボが奴隷でいることが神の意図だと思えば、博士はいままでの優雅な暮らしを維持していける。しかし、もしサンボが奴隷でいることが神の意図に反すると思えば、博士は涼しい木陰にいることはできなくなるし、手袋をぬぎすてて働かねばならなくなる。このような状況の中でいくら有名な神学博士といえども私利私欲を排した正しい判断ができるものだろうか。奴隷制がそんなにいいものなら、それを善と主張する人々の中から積極的に自分も奴隷になりたいと願ひ出る者が出てこないのは不思議なことだ。⁽⁴⁾

リンカーンが見るところ、奴隷制が絶対的悪であると主張することは重要であるが、しかし、それだけでは、政治的に何の意味も持たない。その主張が市民の価値観を規定し、アメリカ社会を方向付けるエートスとなる時に初めて政治的に意味を持つと彼は信じていた。アメリカ市民にその主張が受け入れられ、近い将来政治の力学に影響を及ぼすことを期待していたと言い換えることもできる。それ故に、奴隷制の准州への拡張の可能性が突如として頭をもたげてきた時、リンカーンは一般大衆に分かりやすい言葉で彼等の良心に訴えようとしたのである。

奴隷制を正当化する人々の考えは、相手に「お前は汗水たらして働いてパンをかぜげ。俺はそれを食べるからな」と言うのとまったく何の違いもあります。⁽⁵⁾

仮にニグロは能力的に白人より劣るとしても、だから白人は彼等の持ち物を全部ぶんどってもよいとするのは正義に完全に反することになるのではないのでしょうか。「持たざる者に与えよ」がキリストの命令です。「持たざる者から奪い取れ」は奴隷制の命令です。⁽⁶⁾

しかし、ここに大きな問題が横たわっていた。それは、奴隷制に正面切って挑戦すればする程、南のみならず北においても、白人の間に人種混合の不安をつのらせ、彼等の黒人に対する憎悪をかきたてることになるのではないかという心配である。この問題をリンカーンはどのように解決しようと試みたのであろうか。

ここでまず指摘されねばならないのは、彼が独立宣言と憲法の相違を明白に認識していたという事実である。独立宣言はすべての人間にあてはまる永久不変の理念である。それに対し憲法は、アメリカ合州国誕生当時の歴史的現実在即してその理念を暫定的に具体化したものである。⁽⁷⁾ 合州国憲法が南部の奴隷制を認めているのは、1788年の憲法制定時に奴隷制は既に南部に深く根を張っており、それを根こそぎ廃止することが不可能であったからである。この状況に対処するためのいわば苦肉の策として、建国の父祖たちは「奴隷制の悪を必要最小限に押さえ、奴隷制の領域を最小範囲に押し込めた」のである。⁽⁸⁾ アメリカ市民は国家の憲法に忠実でなければならない。たとえ奴隷制を絶対悪と断じる立場に立つ者であっても、それは変わらない。とにかく憲法は守らなければならない。それだけが、国家を分裂から救う唯一の道である。したがって、既存の奴隷制に手をつけることはできない。リンカーンは共和党の大統領候補に指名される可能性を意識してなされた1860年の演説でもこの立場を貫き、次のように述べている。

共和党の立場は建国の父達の立場と同じであります。即ち、奴隷制は拡大されてはならない悪であるが、いますぐそれをどうこうすることは実際的に不可能であるから、とりあえず既存の奴隷制については不承不承認めざるを

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」

得ない、というものであります。⁽⁹⁾

それでは、奴隷制を絶対悪と断じる立場は彼の穩健主義の背後に姿を消してしまったのか。答えは否である。われわれはリンカーンにおいて奴隷制絶対悪の確信が連邦の未来を方向づけるいわばパン種として機能していることに注目したい。それは、既存の奴隷制に当面は手をつけないことを南部に対して約束すると共に、奴隷制そのものは連邦の精神に根本的に違反することを明確に主張し続け、奴隷制を南部に封じ込めることによってその自然消滅を図るという考えの中に具体的に示されている。リンカーンにとってこの選択肢こそ、政治と道徳の両方に目を注ぐ複眼的ものの見方が考え出すことのできる最も实际的、かつ民主的解決策であった。ハーディングに代表される、リンカーンを奴隷制を支持する人種差別主義者と断定する立場は、このあたりの彼の姿勢を完全に見落としている。

このリンカーンの奴隷制自然消滅策の前に大きく立ちはだかったのが、1854年の「カンサス・ネブラスカ法」であった。ボストンから中西部を通ってカリフォルニアへと続く大陸横断鉄道を敷いてアメリカを世界一豊かな国にしようと考えたイリノイ州選出の上院議員スティーヴン・ダグラスは、南部の支持を得るために、北緯 36 度 30 分以北において奴隷制を禁止するという「ミズーリの妥協」を無効とし、当時準州であったカンサスとネブラスカに奴隷制を導入するかどうかは住民投票によって決定するという法案を連邦議会にかけ、強引に通過させた。カンサス・ネブラスカ法は、リンカーンの見るところ、政治における道徳性の排除とそれに伴う奴隷制のアメリカ全土への拡大を意味するものであった。それが故にリンカーンは「雷に打たれたような衝撃を受け」、かつてない程の「強い心のたかぶりをおぼえた」のである。⁽¹⁰⁾

リンカーンは 1854 年と 58 年の二度にわたってダグラスに挑戦している。戦いには敗れたとはいえ、政治を道徳によって方向づけようとするリンカーンの政治姿勢は、その後の彼の奴隷制との取り組みを一貫して貫いている。その特徴は以下の 3 点に要約できる。

- (1) 奴隷制は絶対的悪であることをあくまでも主張する。
- (2) 既存の奴隷制の拡大を許さない。
- (3) (1) と (2) に矛盾する政策はすべて拒否する。

リンカーンが奴隷制の即時撤廃と奴隷の即時解放を求めるラディカリストと異なる点がここにある。彼はあくまでも政治の力学の中に身を置きながら道徳的であろうと努めた真摯で清廉な政治家であった。彼は「今すぐに」という姿勢がかえって問題を複雑にし、変えることのできるものを変えることのできないものにしてしまうという政治の複雑性に注目し、アメリカ合州国を未来に向かって方向づける具体的な政策の確立に腐心したのである。⁽¹¹⁾

この政治と道徳の関係を模索する中で、リンカーンは独立宣言の意味をあらためて反芻したと思われる。独立宣言は合州国憲法の単なる枕詞ではない。アメリカという国家の存在意義を規定し、国民をその目的に向けて方向づけるために欠くことのできない理想なのだ。

独立宣言は人間が常に仰ぎ見、それに向かって努力する目標であります。それが掲げる理想に完全に到達することはないにしても、世界中の皮膚の色の異なる人々のためにできる限り近づき、深め、拡大する、自由な社会に与えられた最高の基準であります。⁽¹²⁾

独立宣言に主張されている人間に与えられた自由と平等の理想は、今すぐ現実化され得るようなものではない。アメリカが常に目指すべき努力目標なのだ。アメリカ合州国が今取り得る政策は決して完全なものではないが、現在の状況を少しでも理想に近づけるものでなくてはならず、絶対に後戻りを許さないものでなければならない、とリンカーンは考えたのである。

確かにリンカーンにおける政治との取り組みは、道徳的方向づけと無縁であったことは一度もなかった。この点において彼はいかなる妥協も許していない。われわれはこの事実をくり返し指摘する必要がある。彼が二度もダグラスに敗れることになった原因もそこにあった。彼は政治家としての成功よりも、自ら

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」
の良心に忠実であることを選んだのである。

第2章 政治的功利主義との対決

リンカーンとダグラスとの間で行われた奴隷制を巡る論争は、二人の間に横たわる政治と道徳の関係に関する立場の相違を明確にする重要な資料である。われわれはこの章で、ダグラスの政治思想の特徴を概観し、それとの比較でリンカーンの政治思想の特徴をあらためて浮き彫りにしてみたい。

ダグラスは奴隷制がアメリカ合州国を二分する大きな問題であると考えていることにおいてリンカーンといささかも異なるところはなかった。しかしリンカーンと違ってダグラスは、奴隷制を連邦の問題から州の問題へとすり変えることによってその解決を図ろうとしたのである。彼が「カンサス・ネブラスカ法」で住民権を主張した意図もそこにあった。1858年8月に行った立ち会い演説でダグラスは彼自身の本音を以下のように吐露している。⁽¹³⁾

皆さんにお聞きしましょう。ニグロに市民としての権利を与えるべきだと本当にお考えですか。10万人もの奴隷がイリノイ州に侵入して市民となり、投票権を皆さんと平等に持つなどということをお許しになりますか。黒人に市民権を与え、わが州に入れて、白人と一緒に生活し、投票によって皆さんと同じ権利を獲得し、官職につき、裁判の陪審員になることをお望みなら、リンカーンと「黒い共和党」を支持されるが良いでしょう。私は黒人に市民権を与えることには絶対反対であります。私はこの国が白人のためにあることを確信する者であります。わが国家は白人の手によって、白人とその子孫のために建てられたものであり、市民権は白人のみ、つまり、ヨーロッパ人とその子孫達にのみ賦与されるべきものであって、断じてニグロやインディアンやその他の劣等人種に与えられるべきものではありません。⁽¹⁴⁾

以上の演説からわれわれは、ダグラスの奴隷制に対する姿勢の根底には、奴隷制の是非を決定する権利はあくまでも体制側の白人にあるとする白人至上主

義があったことをあらためて認識することができる。そのようなダグラスが、奴隷制の是非を決定する基準を、奴隷制から利益を受けている白人の優先感覚に求めたのは当然であった。

このダグラスの住民主権論に対してリンカーンは、奴隷制はあくまでも連邦が連邦として取り組まなければならないアメリカ全体の問題であると主張した。

独立宣言の執筆者たちが黒人をただちに白人と平等の地位に置かなかったという事実から、ダグラス判事は黒人はその中に含まれていないと主張しています。

(中略)

しかしあの有名な文書の執筆者たちがすべての人々を含むことを意図していたことに疑いの余地はありません。しかし彼等はすべての人々がすべての点で平等であると宣言するつもりはなかったでしょう。すべての人々が、皮膚の色、身長、知能、道徳性、社会的能力等の点で同等であるというつもりはさらさらなかったのです。彼等はいかなる点ですべての人々が平等に造られているかをはっきりと定義しています。すなわち、「一定の奪うべからざる権利、それらのうちに生命、自由、および幸福の追求を含む権利」においてすべての人々は平等であります。彼等は当時すべての人々が実際にこのような平等を共有していたとか、自分達がただちにこの平等を賦与しているという見えすいた嘘を言う魂胆は持っていませんでした。事実彼等はこのような恩恵を与える力を持っていなかったのです。彼等は単に権利を宣言して、事情が許すかぎり速やかに実現されるようにしたのであります。⁽¹⁵⁾

リンカーンにとって、奴隷制の是非を論じる資格のある人々は奴隷制から利益を受けている白人ではなく、その悲惨さと残酷さを身をもって体験している黒人たちであった。それに加えて、リンカーンは奴隷制の是非を測る基準を奴隷制の恩恵を蒙っている白人の利益感覚に置くのではなく、人間の自由と平等という普遍的原理に置く必要を確信していた。それ故に、彼は既存の奴隷制を

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」

正当化しようとする時流に抗して、その絶対悪を主張することができたのである。奴隷制は「弱い者が強くなり、無知な者が知恵をつけ、両者が共により幸せになる」という機会を奪う搾取のシステムであり、民主国家として人類の先駆けたらんとするアメリカの前に立ちふさがる大きな障害であった⁽¹⁶⁾。故に彼は奴隷制を黒人に対する不正義として見るだけでなく、白人をも奴隷主という非人間的存在に陥れる社会システムとして糾弾したのである。

奴隷制は黒人から自己改善という人間にとって最も重要な選択肢を奪うだけでなく、白人を奴隷主という最も非人間的な立場に陥れているのであります。⁽¹⁷⁾

以上のようなダグラスとリンカーンの立場を概観する時、われわれは、二人の間の相違が黒人の人間性に関する異なる見方に由来していただけだけでなく、独立宣言に関する異なる理解にも由来していたことに気づくのである。ダグラスによれば、独立宣言は、建国の父達がイギリスに対してアメリカの独立を主張するために書かれたものであった。したがって、それが主張する自由と平等はあくまでもアングロ・サクソン人の自由と平等であり、黒人のそれではない。奴隷制を置くか置かないかは、それぞれの州の住民が投票で決めればよいことであるという立場は、この独立宣言理解にのっとって初めて可能となる。ある種の権利を黒人に与えることはよいとしても、どのような権利をいつ、どのような形で黒人に与えるかは黒人が決めることではない。黒人にとっていかなる権利も生得的なものではなく、あくまでも州や准州に住む白人の住民が投票で決定すべき事柄であるというダグラスの主張は、彼自身の独立宣言理解の直接的帰結であった。

このダグラスに対しリンカーンは、独立宣言は人間の普遍的権利の内容を簡潔な言葉で定義した人類の歴史に残る重要な文書であると主張して譲らなかった。独立宣言は「生、自由、幸福の追求」の三つの権利はすべての人間に平等に与えられるべきものであることを明確にしている。建国の父達は、人間の究

極的平等がいまだに実現されていないという事実を凝視しながら、いつの日にか必ず成就されるであろうという希望を新世界アメリカの未来に託したとリンカーンは考えたのである。アメリカを 1770 年代の現実を基準にして理解するダグラスと、アメリカを未来に向かって方向づける理想を基準にして理解するリンカーンとの間の根本的相違がここにある。

それでは「すべての人間は平等に造られている」という独立宣言の主張の實質的内容は何か。リンカーンはそれをダグラスに対して以下の言葉に要約してみせた。

ニグロが独立宣言が定める人間の生得的権利、すなわち、生命と自由と幸福の追求の権利を持つということ、これは疑うわけにはいかないのであります。ニグロがいろいろな点で私と同等でないということはダグラス氏の言う通りであります。特に皮膚の色はそうです。道徳的、知能的な面でも同じことが言えるかもしれません。しかし、誰の施しも受けずに自分でパンを得、食べるという権利に関する限り、ニグロは完全に私と平等であり、ダグラス氏と平等であり、いかなる人間とも平等なのであります。⁽¹⁸⁾

リンカーンは同じ主張を次のようにも述べている。

25 年前私は日雇い労働者でありました。昨日日雇いであった者は今日独立し、明日は人を雇うことができるのであります。立身出世は平等な人間によって構成された社会の原則であります。自由労働は希望の源であります。しかし奴隷制に希望はありません。⁽¹⁹⁾

つまり、ダグラスに対してリンカーンは、黒人をあくまでも人間であると主張し、人間であることの最も重要な条件は、精神的、道徳的、社会的に自分自身を高めていく自己改善の能力であると定義した。この人間に与えられた能力こそ自由であり、人間は正にこの自由において平等なのだ、と。人間的な社会

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」

とはひとりひとりの人間に自己改善の機会をできるだけ均等に与える社会に他ならない。アメリカが世界の先駆けとして人類に希望の光を掲げることができる所以もここにある。

ダグラスとの論争の2年後に大統領に当選したリンカーンは、一貫してこの立場を貫き通した。しかし、大統領として取った政策に大きな矛盾が影を落としていたことを否定するわけにはいかない。その矛盾をわれわれは、機会の平等を強調しながら、他方において植民地案を真剣に考えていた事実に見る。大統領就任から1年半以上たった1863年の夏にも、黒人代表との会談で、アメリカ合州国から奴隷制度が廃止されても人種差別は解消されないであろうという彼自身の考えを率直に述べている。

あなた達は黒人であるという理由で迫害されているのです。黒人であるあなた達が本当に自由を謳歌しようと思ったら、この国に留まるべきではありません。白人と別れて住むべきだと思います。そのために、あなた達はあなた達だけの国を建設したらどうでしょう。私個人としては、中南米かアフリカが適当と考えています。もちろん、政府は資金その他の面で責任をもって面倒を見ることを約束します。⁽²⁰⁾

リンカーンが民主国家の先駆けとしてのアメリカを主張しながら、他方で黒人をそのアメリカからはじき出そうとする矛盾に気づき、黒人をアメリカ市民として受け入れることを決心するには、黒人指導者のフレドリック・ダグラスや友人のチャールス・サムナー上院議員、そして自らは絶対平和主義にコミットしながら内乱と戦う大統領の苦悩に心から同情したキリスト教の一派クウェーカーの人々の存在を必要とした。⁽²¹⁾ 大統領に就任して2年目の1862年の半ばから道徳的信念を貫くことにおいてより大胆なリンカーンに人々は気づくようになる。この岩をも透す道徳的確信と政治力学の熟知とがあいまって生み出されたもの、それが1863年1月に発布された奴隷解放宣言であった。

第3章 奴隷解放宣言の意義

南北戦争開戦2年目にして発布された奴隷解放宣言は以下の言葉で始まっている。

合州国陸海軍総指揮官として私に与えられた権限により、かつまた反乱を鎮圧するための適当にして必要なる戦争手段として、本日1863年1月1日を期し、合州国に対し反乱状態にある州または州の一部において奴隷として保持せられたる者はすべて、自今、永久に自由にされる。

中略

私はさらにかかる人々にして適当な条件を備えている者は、合州国の軍隊に服役し、守備隊、要塞、陣営、駐屯所に、またわが軍のあらゆる種類の艦船に就役しうべきことを宣言し告知する。⁽²²⁾

以上に明らかなように、南北戦争3年目にして発布された奴隷解放宣言は、連邦に対して反乱を起こしている諸州の奴隷は解放するけれども、連邦に忠誠を誓っている周辺諸州の奴隷制には全く手をつけないという奇妙なものであった。「ニューヨーク・ヘラルド」紙の社説は北の市民の困惑を代弁して以下のように記している。

奴隷解放宣言は、連邦に属する周辺諸州の奴隷制度はそのままにしておきながら、反乱諸州の奴隷だけを解放しようとするものである。基本的人権の擁護者たちは、この差別待遇をどう解釈したらいいのか、戸惑うばかりである。⁽²³⁾

現在においても奴隷解放宣言は、リンカーンの奴隷制に対する基本的姿勢に疑問を投げかける資料として使われることが多い。アメリカ政治思想研究において長い間指導的立場にあったリチャード・ホフスタッターのコメントはその中でも最も厳しいものである。

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」

奴隷解放宣言は実際に一人の奴隷も解放したわけではなく、せいぜい船荷証券ほどの道徳的権威しか持っていなかった。⁽²⁴⁾

しかし、われわれは、このホフスタッターの政治力学から道徳性を抹消した功利主義者と捉えるリンカーン理解に与しない。奴隷解放宣言はそれまでのリンカーンを特徴づけていた道徳性によって方向づけられた政治的解決の模索が生んだ果実であり、合州国から奴隷制を完全に廃止するために不可欠なファースト・ステップであったと考えるからである。

既に指摘したように、リンカーンは合州国憲法に忠実である限り、既存の奴隷制に手をつけることはできないと考えていた。奴隷制に対する個人的嫌悪感を犠牲にしてでも、大統領の最大の義務は憲法を守ることであると彼は第一次大統領就任演説で述べている。

私は奴隷制が布かれている州におけるこの制度に、直接的にも間接的にも干渉する意図はありません。私はそうする法律上の権限はないと思うし、またそうしたいという意志もありません。⁽²⁵⁾

この立場の背後にあるもの、それは南部諸州は連邦政府に対して反乱状態にあるのであり、彼等はあくまでも合州国の一部に他ならないという理解である。憲法は南部諸州に対しても依然力を持っている。憲法に忠実である以上、大統領は南部の奴隷制に手をつけることは許されない。同じように、南部諸州が連邦政府から離脱することも許されない。南もまた憲法によって縛られているからである。この憲法への被縛性がリンカーンの奴隷制との取り組みを根本的に規定していたことは、二人の北の指揮官が一時的管轄下にあった奴隷を解放した時にその命令を撤回させている事実からも明らかである。リンカーンは声明を出し、いかに道徳的な道であっても、憲法の規定から離れてそれをすることはできない旨をはっきりと述べている。現在の段階で奴隷を解放できるのは、陸海軍最高司令官である大統領が政府維持のために市民の所有財産を没収する

権限を行使する場合にのみ限定される。「これはあくまでも私の責任であり、戦場の指揮官の判断に委ねてよいものとは思えない。」⁽²⁶⁾ つまり、奴隷が反乱に利用されており、奴隷を解放せずに反乱を鎮圧することが軍事上不可能である場合に限って、合州国陸海軍総指揮官である大統領は奴隷解放を宣言することができるとリンカーンは主張したのである。奴隷解放宣言が奴隷の解放を反乱諸州に限定し、連邦のメンバーである周辺諸州の奴隷制には全く言及していない理由がここにある。

ホフスタッターの否定的評価とは異なり、奴隷解放宣言は南部諸州に大きな軍事的打撃を与えるものであった。解放宣言が発表されたというニュースは南部の黒人の間に「火がほし草を焼きつくすように」⁽²⁷⁾ 広がり、何百という数の黒人が境界線を突破して北に向かって歩き出すきっかけを作ったのである。水面下で燃え続けていた黒人の自己解放への希求に強力な援護射撃を加えたという意味でも、宣言の果たした貢献は大きい。⁽²⁸⁾ その事を予測していたように、リンカーンは布告の1ヶ月前に連邦議会に提示した年次教書の中で次のように述べている。

過去のドグマは、嵐が吹き荒れる現在には不適當であります。事態は困難を山と積んでおり、われわれはその事態に即応して立ち上がらねばなりません。事態が新しい様相を呈するにしたがって、新しく考え、新しく行動しなければなりません。われわれは自らを過去の呪縛から解放放たなければなりません。そうすることによって、初めてわが国を救うことができるのであります。

同胞諸君、われわれは歴史から逃れることはできないのです。(中略) われわれは連邦をいかにすれば救えるかを知っています。世界もわれわれのその立場を知っています。今日ここにあるわれわれこそ、その力を握り、責務を負っているのです。奴隷に自由を与えることにより、われわれは、自由なるものに自由を確保することとなります。(中略) われわれは、全世界の最後また最善の希望を、崇高にも救うか、或いは卑怯にも失うか、いずれかで

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」

あります。他に成功の道があるかもしれません。しかしこの道は失敗することはありません。この道は明瞭、平和的、寛大で、かつ正義にかなうものがあります。これを選べば、世界は永久に祝福するに相違ない道であります。⁽²⁹⁾

もちろん、奴隷解放宣言の発布で奴隷制の問題は解決されたわけではなかった。奴隷解放宣言はあくまでも軍事上必要な手段であり、奴隷は私有財産であるという前提に立ったものであった。したがって、戦争が終結した時点で南部諸州の黒人が再び奴隷的存在に引き戻される可能性は相変わらず存在していた。しかしその可能性は絶対に回避しなくてはならない、とリンカーンは言う。

そのような心変わりをすれば、私は永久に呪われてしかるべきです。いかなることがおきようと、敵に対しても友に対しても、私の立場は変わりません。⁽³⁰⁾

いかなる政府といえども黒人兵の助けを借りておきながら、戦いがすむやいなやただちに彼等を奴隷に戻してしまうことなど許されるわけがありません。それは絶対にできません。絶対にあってはならないことです。⁽³¹⁾

解放された黒人を奴隷に戻さない最も確実な道、それは合州国憲法を修正して奴隷制そのものを違憲とすることである。それは北の勝利が確実なものになりつつある現在において可能である。この確信に至ったリンカーンは、合州国憲法修正へと国民の心を準備する道を着々と進めたのである。1863年11月に行われたゲティスバーグ演説はその努力の一環として理解されるべきものである。その中でリンカーンは、アメリカに与えられた責任と課題を明確にする。「残された大いなる事業」がアメリカ合州国にあるとし、それを「この国に、神の下で、新たな自由を生み出すこと」とであると定義する。即ち、黒人を含んだ「人民の、人民による、人民のための政治が、この地上から滅びることがないようにするためである。」⁽³²⁾ 憲法修正が連邦議会で最終的に可決される9ヶ月前に

行われた第二次大統領就任演説では、真の人種的平等の確立に向けて北と南の両方の人々の心をついにしようと試みている。黒人を平等な人民として迎え入れるために不可欠な条件があると彼は言う。その条件とは、北と南の白人が黒人に対して冒してきた罪を神の前に告白すること、これである。

奴隷の250年に及ぶ報いなき苦役によって積まれた富がすべて費やされ、また笞による奴隷の血の一滴一滴に対して、剣によって流される血の償いとなされるまでこの戦いが続くことがもし神の御意志であるならば、3000年前に言われたごとく、いまもなお「主の裁きは真実であってすべて正しい」と言わなくてはなりません。⁽³³⁾

結び

これまでわれわれは、リンカーンの政治思想において道徳性がどのように政治の力学を方向づける要素として働いているかという問題を、彼の奴隷制との取り組みに焦点を合わせて考察してきた。ダグラスと異なりリンカーンは、黒人奴隷を人間であると規定し、独立宣言の「すべての人間は平等に造られている」という主張は黒人にも適用されるべきだという立場から出発した。その立場は当時のアメリカにおいてダグラスの住民主権の欺瞞性を暴露し批判する革新的性格を持つものであったが、その平等の内容が「額に汗してかせいだものを自分で食べる権利」に限定されていたが故に、黒人と白人の社会的、政治的平等を主張するまでには至らず、植民地案の提案に垣間見る白人優越主義の枠組みを超えることができなかった。

しかし、奴隷解放宣言発布がもたらす軍事的意義を考え、その究極的目的を実現する実際的方法としての憲法修正の可能性を模索し始めた頃から、リンカーンは精神的により深い境地へと達していった。彼にとって人間の平等は、最早能力に応じた自己改善の機会が均等に与えられているということを意味しない。南と北は黒人に対して冒した罪に対する神の審判と赦しを必要としていることにおいて平等であり、白人と黒人は神の慈しみの対象であることにおいて

「アブラハム・リンカーンにおける政治と道徳の関係―奴隷制との取り組みを焦点に」

平等であるとする神学的視点が強く押し出されるようになった。この新しい洞察は、ゲティスバーグ演説が主張するアメリカ人に与えられた国家的責任をないがしろにする宗教的静寂に陥ることなく、むしろリンカーンの中で正義への責任意識を強め、深める役割を果たすものであった。「人民の、人民による、人民のための政府がこの地上から滅びないようにするため」には、国家を超えた絶対者としての神を常に仰ぎ見、その前に膝を折る砕かれた魂を必要とするという考えが正面に押し出されるのである。ここにおいて、われわれはリンカーンの道徳的確信は信仰によって深められ、政治と道徳の関係は神学的視点によってより強固に結びつけられることとなったという結論に導かれるのである。

註

1. Vincent Harding, *There Is a River* (New York), pp. 220-256
2. *The Collected Works of Abraham Lincoln* (Rutgers), VII, 23. 以下巻数と頁数のみ記す。
3. II, 131
4. III, 204-205.
5. III, 204
6. III, 205
7. I, 337
8. I, 338.
9. V, 537.
10. IV, 67.
11. J. David Greenstone, *The Lincoln Persuasion* (Princeton), p. 240.
12. II, 385
13. ダグラスがリンカーンに対して白人優越主義の立場から大衆を煽動したことに疑いの余地はない。
14. III, 15
15. III, 12
16. II, 222
17. II, 145
18. III, 16
19. III, 446

キリスト教と文化

20. I, 210
21. VII, 535
22. VII, 29
23. カール・サンドバーグ『エブラハム・リンカーン』、新潮社、下巻、249 頁
24. Richard Hofstadter, *The American Political Tradition* (Vintage), p. 67.
25. IV, 262
26. VI, 310
27. Stephen B. Oates, *Abraham Lincoln: the Man behind the Myths* (Harper), 310
28. *Ibid.*, p. 112.
29. VI, 222
30. V, 210
31. VIII, 312
32. VII, 23
33. VII, 24